



令和3年度 市民税・県民税納税通知書を発送します(6月10日(木))

令和3年度の市民税・県民税納税通知書を、6月10日(木)に発送します。市民税・県民税の課税証明書等は発送日同日(6月10日(木))から発行できます。

※コンビニでの発行(マイナンバーカードが必要)は6月11日(金)からです。

※非課税の場合は、通知書等の送付はありません。

※第1期目の納期限は、6月30日(水)ですので、ご注意ください。各納期限は下記のとおりです。

納期	普通徴収 納期限
第1期	令和3年 6月30日(水)
第2期	8月31日(火)
第3期	11月 1日(月)
第4期	令和4年 1月31日(月)

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

コンビニ交付の証明発行停止について

システムメンテナンスのため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

日時＝6月10日(木) 終日

停止するもの＝コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを使って発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書、所得証明書

※課税(非課税)証明書、所得証明書の令和3年度分は、6月11日(金)から発行します。

問合せ＝市民課(内線311～314)・税務課 庶務係(内線272)

家屋調査にご協力ください

新築・増改築された家屋について、固定資産税・都市計画税賦課のため家屋調査を行っています。

家屋調査とは、家屋の評価額を算出するために市職員が伺い、部屋の間取りや外部・内部仕上げの使用資材、設備について目視や図面で確認するものです。調査の所要時間は30分程度です。

該当する人には文書で案内を送付します。ご協力をお願いします。

※調査当日は、主に図面での調査ですが、各部屋の仕上げも確認することがあります。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)

未登記家屋の所有者の変更について

未登記家屋(法務局に登録されていない家屋)の所有者が売買、相続等の理由により変更となった場合、法務局で表題登記していただくか、未登記のまま所有者を変更される場合は市税務課固定資産税第2係への申請が必要となります。

登記家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知で所有者を変更できますが、未登記家屋は申請していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず手続きをお願いします。

手続きの詳細についてはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284)

